

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（昭和41年岩手県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 各課等 本庁の室、課、<u>所及び出納局</u>並びに調査監の担当区分並びに出先機関、労働委員会事務局並びに収用委員会事務局をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 本庁及び常時50人以上の職員が勤務する建設業以外の業務を行う出先機関（広域振興局、岩手県農業研究センター及び<u>中央農業改良普及センター</u>を除く。次条第3項、第4条第3項及び第8条第1項において同じ。）に法第18条の規定による職員衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）を置く。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 岩手県農業研究センター（畜産研究所を除く。）及び<u>中央農業改良普及センター</u>（以下「農業研究センター等」という。）にこれらの出先機関の職員をもって構成する衛生委員会を置く。</p> <p>6 [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>岩手県農業研究センター等</u>に置く衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員5人をもって組織し、委員長は岩手県農業研究センター所長（以下この項において「所長」という。）を、副委員長は所長が指名する者をもって充て、委員は、衛生管理者及び産業医のうちから所長が指名するものをもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき所長が任命する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 各課等 本庁の室、課及び<u>所</u>並びに調査監の担当区分並びに出先機関、労働委員会事務局並びに収用委員会事務局をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 本庁及び常時50人以上の職員が勤務する建設業以外の業務を行う出先機関（広域振興局、岩手県農業研究センター及び<u>中部農業改良普及センター</u>を除く。次条第3項、第4条第3項及び第8条第1項において同じ。）に法第18条の規定による職員衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）を置く。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 岩手県農業研究センター（畜産研究所を除く。）及び<u>中部農業改良普及センター</u>（以下「農業研究センター等」という。）にこれらの出先機関の職員をもって構成する衛生委員会を置く。</p> <p>6 [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>農業研究センター等</u>に置く衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員5人をもって組織し、委員長は岩手県農業研究センター所長（以下この項において「所長」という。）を、副委員長は所長が指名する者をもって充て、委員は、衛生管理者及び産業医のうちから所長が指名するものをもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき所長が任命する。</p>

6 [略] (庶務)	6 [略] (庶務)
第8条 [略]	第8条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 <u>岩手県農業研究センター等</u> に置く衛生委員会の庶務は、岩手県農業研究センター企画管理部において処理する。	3 <u>農業研究センター等</u> に置く衛生委員会の庶務は、岩手県農業研究センター企画管理部において処理する。
4 [略]	4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。